

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	毛谷地区 (毛谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は75.6歳であり、町平均の70.1歳と比べてとても高くなっている。農業者の高齢化と、担い手の不足により、休耕田が年々増加している(地域内の農地の5割近くに及ぶ)。自家消費のみの経営規模の農業者が多く、機械の購入・更新をしてまで農業を続けられないという声が挙がっている。農業者の半数超で後継者のめども立っておらず、将来の担い手がいないことを不安に感じている。
また、耕地整理されていないため小規模ほ場が多いこと、所有者不明農地が多いことから、集積が進まない現状にある。
農業での収入源として、シイタケの栽培を進めている農家がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作業の効率化、ビニールハウスでのイチゴ栽培など、様々な取り組みにより高収益農業を目指す。無農薬栽培、生態系を維持できる農業に取り組むなど、環境にやさしい農業の実践を検討する。
現在の耕作者がいなくなり管理が難しくなった農地は、粗放的管理を行っていく。農地の所有者をはっきりさせ、集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字毛谷(毛谷集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
不在者農地の扱いに関する法改正、農地整理の促進を図る法改正が行われれば、集積も進められる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化を目指したい。 農地が細分割されているので、基盤整備に着手できない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域おこし協力隊など、国の制度を活用し、担い手確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
シルバー人材センター等外部団体に草刈り等の維持管理作業を依頼する。

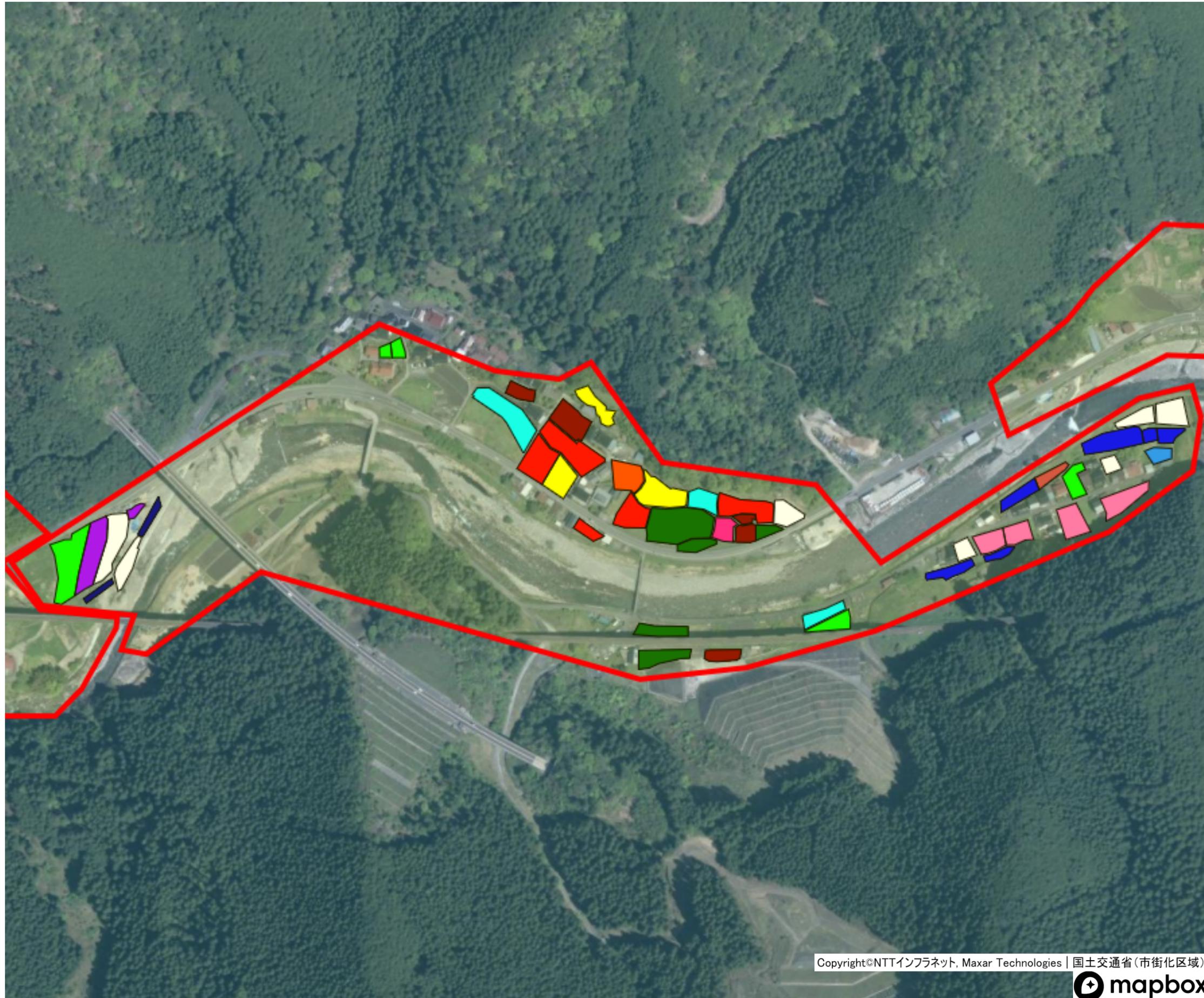
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

毛谷地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- 検討中農地